

組織体制の見直し等に伴う 柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設 保安規定の変更について

2021年12月24日

東京電力ホールディングス株式会社

- ・ **組織体制の見直しに伴う保安規定の変更について**

→資料① 説明資料 P.3

- ・ **社長回答書 7 項目の審査内容の反映に伴う保安規定の変更について**

→資料② 説明資料 P.12

組織体制の見直しに伴う 保安規定の変更について

1. 背景及び変更の概要

- 柏崎刈羽原子力発電所における「IDカード不正使用」や「核物質防護設備の機能の一部喪失」の事案において、「核物質防護部門の管理者が現場実態を把握できていなかったこと」、「防護管理グループ、本社主管部、発電所上層部は課題を把握・是正できていなかったこと」等を背後要因として確認。
- 改善措置計画における核物質防護部門強化のため、組織の見直しを行い、新組織を設置する。
- 核物質防護部門の一部については、保全区域及び周辺監視区域の管理等を担っていることから、保安に関する組織に位置付けられており、本組織見直しに伴い、以下の通り保安規定の変更を行う。

保安規定記載箇所	変更内容
(保安に関する組織) 第4条 (保安に関する職務) 第5条第2項 第5条第3項	<ul style="list-style-type: none">・所長の直下に「セキュリティ管理部」を新設し記載追加・組織図において、同部を原子力安全センターの上位に記載（これより以降の部・グループの番号が変更）・（5）業務システムグループを「サイバーセキュリティグループ」に変更し、総務部からセキュリティ管理部へ移管・（12）防護管理グループを「核セキュリティ運営管理グループ」と「核セキュリティ施設運用グループ」に分割し、防災安全部からセキュリティ管理部へ移管・防災安全グループを防災安全部から安全総括部へ統合・防災安全部は廃止
(火災発生時の体制の整備) 第17条第1項	<ul style="list-style-type: none">・防災安全部長を「安全総括部長」に変更
(重大事故等発生時の体制の整備) 第17条の7第3項	<ul style="list-style-type: none">・防災安全部長を「安全総括部長」に変更
(大規模損壊発生時の体制の整備) 第17条の8第1項	<ul style="list-style-type: none">・防災安全部長を「安全総括部長」に変更
(保全区域) 第98条第2項	<ul style="list-style-type: none">・防護管理GMを「核セキュリティ運営管理GM」に変更
(周辺監視区域) 第99条第2項	<ul style="list-style-type: none">・防護管理GMを「核セキュリティ運営管理GM」に変更
添付2 火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス対応に係る実施基準	<ul style="list-style-type: none">・防災安全部長を「安全総括部長」に変更
添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準	<ul style="list-style-type: none">・防災安全部長を「安全総括部長」に変更

2. 新設グループの職務・業務内容

- 防護管理グループは、周辺監視区域及び保全区域の管理等を担っているが、分割により、核セキュリティ運営管理グループは、周辺監視区域及び保全区域の境界の管理等を、核セキュリティ施設運用グループは、周辺監視区域及び保全区域の境界の設備の運用等を担う。

【現行】

: 保安に関する職務範囲

グループ名	職務	業務内容
防護管理グループ	(保安に関する職務) 第5条第2項	・周辺監視区域及び保全区域の管理
	その他の職務※	<ul style="list-style-type: none"> 核セキュリティ文化醸成活動等 NRA対応 防護区域等の設定 防護設備等の設置及び管理 巡視及び監視装置による監視等警備 出入管理 <ul style="list-style-type: none"> 信頼性確認・IDカード登録 セキュリティ情報管理

【変更後】

グループ名	職務	業務内容
核セキュリティ運営管理グループ	(保安に関する職務) 第5条第2項	・周辺監視区域及び保全区域の境界の管理
	その他の職務※	<ul style="list-style-type: none"> 核セキュリティ文化醸成活動等 NRA対応 防護区域等の設定 防護設備等の設置及び管理 <ul style="list-style-type: none"> 信頼性確認・IDカード登録 セキュリティ情報管理
核セキュリティ施設運用グループ	(保安に関する職務) 第5条第2項	・周辺監視区域及び保全区域の境界の設備の運用
	その他の職務※	<ul style="list-style-type: none"> 巡視及び監視装置による監視等警備 出入管理

※：核物質防護に係る詳細な職務内容は、核物質防護規定の中で整理する。

2. 新設グループの職務・業務内容

【現行】

: 保安に関する職務範囲

グループ名	職務	業務内容
業務システムグループ	(保安に関する職務) 第5条第2項	<ul style="list-style-type: none">原子力業務システムの運用管理に関する業務<ul style="list-style-type: none">制御・記録系システムのサイバーセキュリティ管理(一般サイバーセキュリティ)サイバーセキュリティインシデント発生時の対応
	その他の職務	<ul style="list-style-type: none">サイバーセキュリティの総括に関する業務<ul style="list-style-type: none">核物質防護システムのサイバーセキュリティ管理サイバーセキュリティインシデント発生時の対応業務システム支援<ul style="list-style-type: none">パソコン・プリンタ管理業務システム支援ユーザー問い合わせ対応

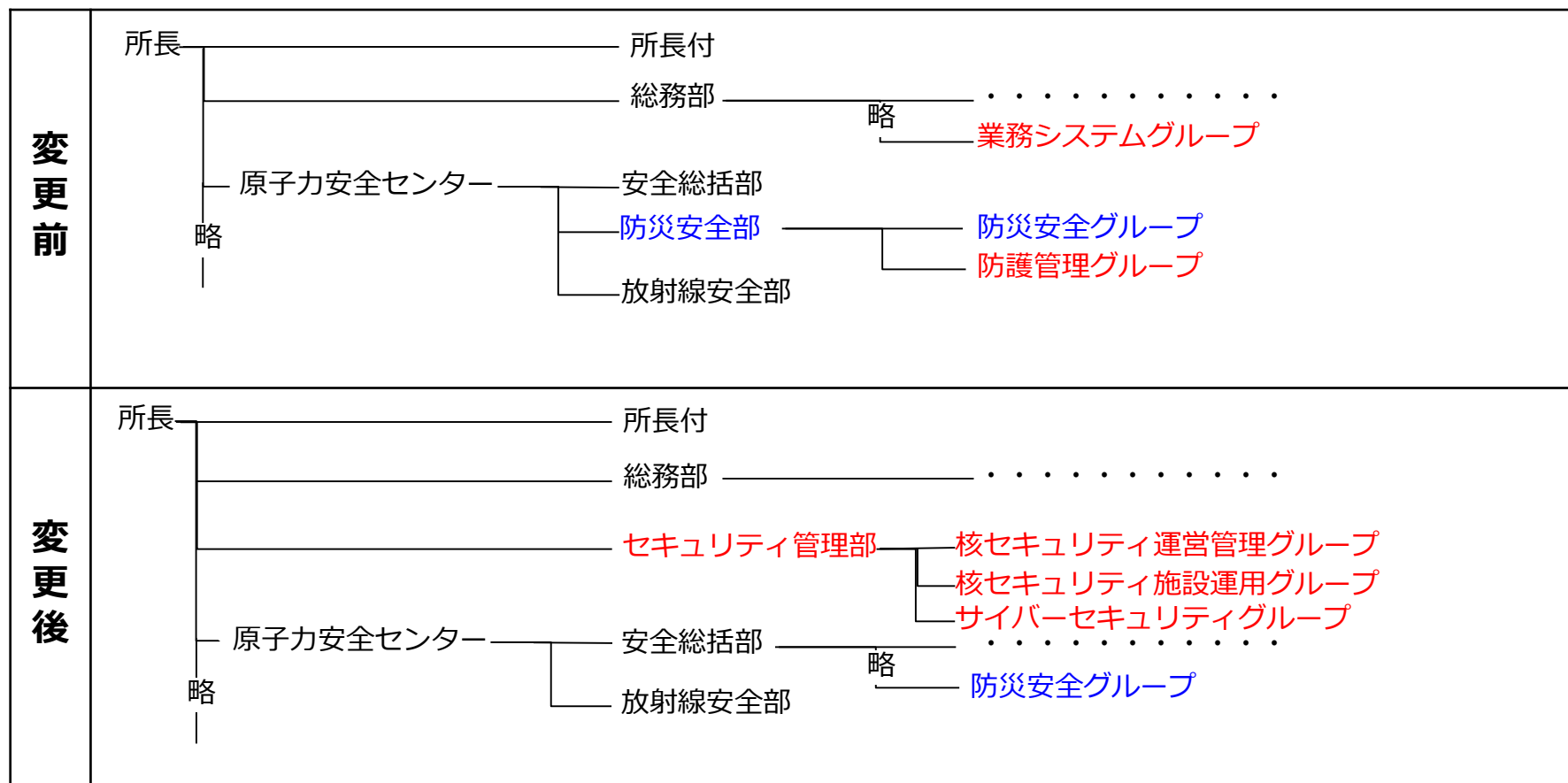
【変更後】

グループ名	職務	業務内容
サイバーセキュリティグループ	(保安に関する職務) 第5条第2項	<ul style="list-style-type: none">サイバーセキュリティの総括に関する業務<ul style="list-style-type: none">制御・記録系システムのサイバーセキュリティ管理(一般サイバーセキュリティ)サイバーセキュリティインシデント発生時の対応
	その他の職務	<ul style="list-style-type: none">サイバーセキュリティの総括に関する業務<ul style="list-style-type: none">核物質防護システムのサイバーセキュリティ管理サイバーセキュリティインシデント発生時の対応

業務システム支援は、保安に関する職務ではないため、保安規定には記載しない。(社内規程にて定義する)

3. 変更内容（1）～第4条組織図～

- 所長直下に**セキュリティ管理部**を新設，**防災安全部**は廃止し，安全総括部に**防災安全グループ**を統合。
- 業務システムグループは**サイバーセキュリティグループ**へ改称
- 防護管理グループを分割し，周辺監視区域及び保全区域の境界の管理を行う**核セキュリティ運営管理グループ**と，周辺監視区域及び保全区域の境界の設備の運用（防護本部及び委託警備管理）を行う**核セキュリティ施設運用グループ**を新設
- 防護2グループ（**核セキュリティ運営管理グループ**と**核セキュリティ施設運用グループ**）と**サイバーセキュリティグループ**を**セキュリティ管理部**に配置



3. 変更内容（2）～第5条～

- ・ 防護管理グループを核セキュリティ運営管理グループ及び核セキュリティ施設運用グループに変更
- ・ 業務システムグループをサイバーセキュリティグループに変更
- ・ 組織図変更に伴い、第5条第2項の各職務の号数を変更
- ・ 防災安全部の廃止による第5条第3項の記載削除及びその他の防災安全部長を安全総括部長に変更
- ・ 核物質防護に係る詳細業務分掌は、核物質防護規定の中で整理

変更前	変更後
<p>第5条第2項 (3) 労務人事グループは、要員の計画に関する業務を行う。</p> <p><u>(5) 業務システムグループは、原子力業務システムの運用管理に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(6) 安全総括グループは、・・・を行う。</u></p> <p>～ <u>(11) 防災安全グループは・・・行う。</u></p> <p><u>(12) 防護管理グループは、周辺監視区域及び保全区域の管理に関する業務を行う。</u></p>	<p>第5条第2項 (3) 労務人事グループは、要員の計画に関する業務を行う。</p> <p><u>(5) 核セキュリティ運営管理グループは、周辺監視区域及び保全区域の境界の管理に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(6) 核セキュリティ施設運用グループは、周辺監視区域及び保全区域の境界の設備の運用に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(7) サイバーセキュリティグループは、サイバーセキュリティの総括に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(8) 安全総括グループは、・・・を行う。</u></p> <p>～ <u>(13) 防災安全グループは・・・行う。</u></p>
<p>第5条第3項 (2) 原子力安全センター所長は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、安全総括部、<u>防災安全部</u>及び放射線安全部の業務を統括管理する。</p>	<p>第5条第3項 (2) 原子力安全センター所長は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、安全総括部及び放射線安全部の業務を統括管理する。</p>

3. 変更内容（3）～第17条～

変更前	変更後
<p>第17条（火災発生時の体制の整備） 〔7号炉〕 防災安全GMは、火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動※1を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、防災安全部長の承認を得る。また、・・・</p>	<p>第17条（火災発生時の体制の整備） 〔7号炉〕 防災安全GMは、火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動※1を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、安全総括部長の承認を得る。また、・・・</p>
<p>第17条の7（重大事故等発生時の体制の整備） 〔7号炉〕 3. 防災安全GMは、第1項の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、防災安全部長の承認を得る。また、・・・</p>	<p>第17条の7（重大事故等発生時の体制の整備） 〔7号炉〕 3. 防災安全GMは、第1項の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、安全総括部長の承認を得る。また、・・・</p>
<p>第17条の8（大規模損壊発生時の体制の整備） 〔7号炉〕 防災安全GMは、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合（以下「大規模損壊発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、防災安全部長の承認を得る。また、・・・</p>	<p>第17条の8（大規模損壊発生時の体制の整備） 〔7号炉〕 防災安全GMは、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合（以下「大規模損壊発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、安全総括部長の承認を得る。また、・・・</p>

3. 変更内容（４）～第98条，第99条，附則～

変更前	変更後
<p>第98条（保全区域）</p> <p>2. <u>防護管理GM</u>は，保全区域を標識等により区別する他，必要に応じて立入制限等の措置を講じる。</p> <p>第99条（周辺監視区域）</p> <p>2. <u>防護管理GM</u>は，第1項の周辺監視区域境界に，柵を設ける又は標識を掲げることにより，業務上立入る者以外の立入りを制限する。ただし，当該区域に立入るおそれのないことが明らかな場合は，この限りでない。</p>	<p>第98条（保全区域）</p> <p>2. <u>核セキュリティ運営管理GM</u>は，保全区域を標識等により区別する他，必要に応じて立入制限等の措置を講じる。</p> <p>第99条（周辺監視区域）</p> <p>2. <u>核セキュリティ運営管理GM</u>は，第1項の周辺監視区域境界に，柵を設ける又は標識を掲げることにより，業務上立入る者以外の立入りを制限する。ただし，当該区域に立入るおそれのないことが明らかな場合は，この限りでない。</p>
	<p style="text-align: center;"><u>附則</u></p> <p><u>附則（令和 年 月 日 原規規発第 号）</u> <u>（施行期日）</u></p> <p><u>第1条</u></p> <p><u>この規定は，本保安規定変更認可申請書について，原子力規制委員会の認可を受けた日又は令和3年12月24日付原管発官R3第190号をもって認可申請した柏崎刈羽原子力発電所核物質防護規定変更認可申請書について，原子力規制委員会の認可を受けた日のいずれか遅い日より起算し，30日以内に施行する。</u></p>

3. 変更内容（5）～添付2，添付3～

変更前	変更後
<p>添付2（火災，内部溢水，火山影響等，その他自然災害及び有毒ガス対応に係る実施基準）</p> <p>1. 火災</p> <p>防災安全GMは，火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として，次の1. 1項から1. 5項を含む火災防護計画を策定し，防災安全部長の承認を得る。また，・・・</p> <p>添付3（重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準）</p> <p>1. 重大事故等対策</p> <p>(3) 防災安全GMは，(1)の方針に基づき，重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として，次の1. 1項及び1. 2項を含む計画を策定し，防災安全部長の承認を得る。また，・・・</p>	<p>添付2（火災，内部溢水，火山影響等，その他自然災害及び有毒ガス対応に係る実施基準）</p> <p>1. 火災</p> <p>防災安全GMは，火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として，次の1. 1項から1. 5項を含む火災防護計画を策定し，安全総括部長の承認を得る。また，・・・</p> <p>添付3（重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準）</p> <p>1. 重大事故等対策</p> <p>(3) 防災安全GMは，(1)の方針に基づき，重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として，次の1. 1項及び1. 2項を含む計画を策定し，安全総括部長の承認を得る。また，・・・</p>

社長回答書 7 項目の審査内容の反映に伴う 保安規定の変更について

- 福島第二，東通の保安規定へ社長回答書7項目の反映を行った際，第934回原子力発電所の新規規制基準適合性に係る審査会合（R3.1.14）において，以下のご指摘をいただいた。
 - “福島原子力事故”という記載は，福島という地名と事故を結びつける可能性があり，実際は施設で事故が起こったことに対し，場所の事故であるという印象を与えるため，“福島第一原子力発電所事故”に記載を見直すこと。
 - 柏崎刈羽の保安規定においては，認可済みであることから，今後の保安規定を変更する際に同じように記載を見直すこと。
- そのため，今回の組織見直しに合わせ，以下の通り記載の見直しを行う。

変更前	変更後
<p>（基本方針） 第2条 当社は，7項目の回答等※で約束した内容を遵守する。遵守にあたっては，「原子力事業者としての基本姿勢」（以下「基本姿勢」という。）を定める。</p> <p>（中略）</p> <p>【原子力事業者としての基本姿勢】 社長は，福島原子力事故を起こした当事者のトップとして，二度と事故を起こさないと固く誓い，福島第一原子力発電所の廃炉はもとより，福島の復興及び賠償をやり遂げる。</p> <p>社長の責任のもと，当社は，福島第一原子力発電所の廃炉をやり遂げるとともに終わりなき原子力発電所の安全性向上を両立させていく。</p> <p>その実現にあたっては，地元の要請に真摯に向き合い，決して独りよがりにはならず，地元と対話を重ね，主体性を持って責任を果たしていく。</p>	<p>（基本方針） 第2条 当社は，7項目の回答等※で約束した内容を遵守する。遵守にあたっては，「原子力事業者としての基本姿勢」（以下「基本姿勢」という。）を定める。</p> <p>（中略）</p> <p>【原子力事業者としての基本姿勢】 社長は，福島第一原子力発電所事故を起こした当事者のトップとして，二度と事故を起こさないと固く誓い，福島第一原子力発電所の廃炉はもとより，福島の復興及び賠償をやり遂げる。</p> <p>社長の責任のもと，当社は，福島第一原子力発電所の廃炉をやり遂げるとともに終わりなき原子力発電所の安全性向上を両立させていく。</p> <p>その実現にあたっては，地元の要請に真摯に向き合い，決して独りよがりにはならず，地元と対話を重ね，主体性を持って責任を果たしていく。</p>